## 大学共同利用機関法人自然科学研究機構公開講座講習料規程

平成21年5月28日自機規程第81号

- 第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構が実施する公開講座において講習料を徴収する場合の取扱いについて定めることを目的とする。
- 第2条 講習料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表の額によらない場合は、その都度機構長の承認を得るものとする。
- 第3条 講習料は、受講の申請を受理するときに徴収するものとする。
- 第4条 既納の講習料は、返還しない。ただし、天災その他やむ得ない事由又は本機構の都合により公開講座の全部又は一部を中止した時は、講習料の全部又は一部に相当する額を返還することができる。

附則

この規程は、平成21年5月28日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

## 別表

1講座当たりの時間数	公開講座講習料
5 時間以下	円
	5, 400
5時間を超え10時間以下	6, 500
10時間を超え15時間以下	7, 500
15時間を超え20時間以下	8, 600
20時間を超え25時間以下	9,600
25時間を超え30時間以下	10,700
30時間を超え35時間以下	11,700
35時間を超え40時間以下	12,800
40時間を超え45時間以下	13,800
45時間を超え50時間以下	14,900
50時間を超え55時間以下	15,900
55時間を超え60時間以下	17,000
60時間を超え65時間以下	18,000
65時間を超え70時間以下	19,100
70時間を超え75時間以下	20,100
75時間を超え80時間以下	21, 200
80時間を超え85時間以下	22, 200
85時間を超え90時間以下	23,300
90時間を超え95時間以下	24,300
95時間を超え100時間以下	25, 400
100時間を超え105時間以下	26,400
105時間を超え110時間以下	27, 400